

令和 3 年 度

令和 2 年 7 月 豪雨に関する特別委員会記録

審 査 ・ 調 査 案 件

1. 令和 2 年 7 月 豪雨に関する諸問題の調査 …………… 1
-

令和 4 年 1 月 2 8 日（金曜日）

令和2年7月豪雨に関する 特別委員会会議録

令和4年1月28日 金曜日

午前9時00分開議

午後4時31分閉議（実時間42分）

○本日の会議に付した案件

1. 所管事務調査

- ・令和2年7月豪雨に関する諸問題の調査
（管内調査（坂本管内の現地調査））
（八代市坂本支所再建について）
（八代市坂本町における防災拠点について）

○本日の会議に出席した者

委員長 上村哲三君
副委員長 金子昌平君
委員 大倉裕一君
委員 北園武広君
委員 田方芳信君
委員 谷川登君
委員 橋本幸一君
委員 古嶋津義君
委員 増田一喜君
委員 山本敬晃君
委員 山本幸廣君

※欠席委員 君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

君

○説明員等委員（議）員外出席者

建設部

建設部次長 西 竜一君

総務企画部

理事兼復興推進課長 宮川武晴君

危機管理課長 西村一章君

○記録担当書記 村上政資君
森田亨君

（午前9時00分 開会）

○委員長（上村哲三君） 皆さん、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）

それでは、定刻となり、定足数に達しましたので、ただいまから令和2年7月豪雨に関する特別委員会を開会いたします。

◎所管事務調査

- ・令和2年7月豪雨に関する諸問題の調査
（管内調査（坂本管内の現地調査））

○委員長（上村哲三君） それでは、特定事件であります令和2年7月豪雨に関する諸問題の調査を議題とし、調査を進めてまいります。

本日は、調査事項であります安心・安全な住まいと暮らしの再建について、産業・経済の復興について、防災・減災及び社会基盤の整備について、以上の調査事項に基づき、坂本管内の現地調査及び所管事務調査2件について調査を行うこととしております。

なお、先般、新型コロナウイルス感染症対応のまん延防止等重点措置が県内に適用されております。そこで、新型コロナウイルス感染症対策を徹底した上で、本日、調査を実施することといたしましたので、御理解、御協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、本日の日程につきましては、御覧の日程表のとおりでございますが、管内調査の行程等について執行部から説明を求めます。

○建設部次長（西 竜一君） 皆さん、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）建設部の西でございます。

私のほうから、本日の行程、現地調査の行程について説明をさせていただきたいと思いま

す。

恐れ入りますが、着座にて説明をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○委員長（上村哲三君） はい。

○建設部次長（西 竜一君） 失礼します。

お手元に配付済みの第5回令和2年7月豪雨に関する特別委員会管内調査行程表を御覧ください。

本日、この会が終わりましたら、早速出発していただきまして、まず、合志野の災害公営住宅予定地、その後、市ノ俣の災害復旧事業箇所、それと中津道の災害公営住宅予定地、自治公民館予定地を視察していただきまして、午前中については以上で終わり、坂本温泉センタークレオンのほうでお食事を取っていただきたいと思っております。

午後につきましては、12時50分予定でクレオンを出発しまして、百済来の災害復旧事業箇所と藤本の藤本社会教育センターで災害公営住宅予定地としての視察、自治公民館予定地の視察をしていただきまして、坂本支所——旧庁舎のほうですね——の周辺の事業予定箇所を視察していただき、坂本支所——現仮庁舎のほうに行ってくださいましてQ-ANPIについて説明をさせていただきたいと思っております。

その後、坂本支所を出発して鏡支所に戻り、質疑・応答ということになるという行程で進ませていただきたいと思っております。

それで、この行程につきましてはですね、十分時間を取っているつもりではございますが、現地のほうがですね、交互通行等もありますので、多少、移動時間のずれが出てくると思いますので、それは現地のほうですね、ちょっと現場のほうの視察のほうで調整させていただきたいと思いますので、御協力いただきたいと思います。

それと、本日ここを出発しましてクレオンまでの間で、トイレというところがこの行程上ご

ざいませんで、1回だけ、合志野から市ノ俣に行く間に坂本地域社会福祉センターのほうで1回トイレ休憩というのを取りたいと思っております。できれば出発前にですね、用を足されていたほうがよろしいのかなというふうに考えております。

本日の行程については以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○委員長（上村哲三君） ただいまの日程について何か御質問等ありませんか。

○委員（山本幸廣君） 委員長が冒頭からですね、コロナの感染拡大の中で今回の管内調査を実行されたということの御発言がありました。

執行部から今、説明がありましたが、よろしければですね、なるだけなら人と人との人流の中で短期間で大体終わるように、そこら辺りを心がけていただきたいと、委員長、私は思います。よろしいですか。

これの附帯地域も、災害の復旧箇所等についてもですね、説明があると思えますけども、大体大まかなところで、具体的には説明なくてからですね、ある程度短縮をしていただくように要望しておきます。

○委員長（上村哲三君） 分かりました。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） ないようでしたら、管内調査のため、しばらく休憩いたします。

（午前9時05分 休憩）

（午後3時52分 開議）

○委員長（上村哲三君） 休憩前に引き続き、令和2年7月豪雨に関する特別委員会を再開いたします。

ただいま調査してまいりました坂本管内の現地調査について、質疑、御意見等はございませんか。ございませんか。

なければ、以上で坂本管内の現地調査につい

て——、ありますか。

○委員（山本幸廣君） 何もないとはいきませんので。

今日の現地の視察をした中で、担当の方々、特に早木住宅課長をはじめ、鶴本災害復旧課長辺りも長時間にわたり説明いただきありがとうございます。

ただ、私も現地を見ながらですね、その場でも御意見を述べたことだと思うんですけども、要は、12月の21日に特別委員会があったときに、国・県と、そしてまたうちの担当も行ったんですけども、そのときのスケジュールをですね、完成完了までのスケジュール等々を説明があった中でですね、今日の説明を聞く中で、少しはやはり令和6年、それから、それ以降になるだろうと。

特に林務係辺りについてはですね、これからだと思いますが、スケジュールにあんまり戸惑いながらですね、仕事をしていただけないようにしたほうがいいんじゃないかというふうに感じました。危険箇所が、委員長、多かったということですね、早う言うてからね。そういうことで今日感じましたので、御意見というか、発言でありますので、よろしくお願いいたしますと思います。

○委員長（上村哲三君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） それでは、なければ、以上で坂本管内の現地調査についての管内調査を終了いたします。

執行部入替えのため、小会いたします。

（午後3時54分 小会）

（午後3時55分 本会）

◎所管事務調査

・令和2年7月豪雨に関する諸問題の調査
（八代市坂本支所再建について）

○委員長（上村哲三君） 本会に戻します。

次に、令和2年7月豪雨に関する諸問題の調査に関連して、2件、執行部から発言の申し出がっておりますので、これを許します。

それでは、まず、八代市坂本支所再建について説明願います。

○理事兼復興推進課長（宮川武晴君） 皆様、視察お疲れさまでございました。（「お疲れさまでした」と呼ぶ者あり）復興推進課の宮川でございます。

ただいまからですね、八代市坂本支所の再建につきまして御説明をさせていただきたいと思っております。着座にて説明を、よろしくお願いいたします。

○委員長（上村哲三君） はい、どうぞ。

○理事兼復興推進課長（宮川武晴君） それではですね、タブレットには、右肩に本日の日付、特別委員会名称、それから所管事務調査、総務企画部復興推進課、表題に、八代市坂本支所再建についてと記載の資料を御表示いただければと思います。よろしいでしょうか。

表紙をおめくりいただきまして、まず、一昨日、1月26日、八代市支所周辺まちづくり学識者懇談会、柿本教授から検討結果の報告が市長へございましたので、その内容を説明させていただきます。

この学識者懇談会は、本年度6月補正予算で御承認をいただきました支所周辺の測量などを終えたところで、支所再編の具体化、併せて支所周辺のまちづくりの検討を深化していくこととし、専門的かつ総合的な知見から御検討いただくために、坂本支所周辺まちづくり学識者懇談会を開催したものでございます。

次のページをお開きください。

1の検討結果でございますが、よろしいでしょうか。

（1）土地利用計画は、県道より山側に支所などや町機能を集約する案が望ましい。（2）

建物配置パターンは、敷地条件などを踏まえ、引き続き八代市で検討を行うこととされてございます。

主な理由につきましては、記載のとおり、河川の洪水に対する安全性が高く、従来の生活サービス拠点と一体的に整備されることにより、利便性が高い創造的復興を進める観点から、新たなまちづくりとしてふさわしいということとございました。

附帯意見といたしましては、2点、記載のとおり、土地利用計画に関すること、建物配置パターンに関する点がございました。また、その他といたしまして、2点、記載のとおり御意見をいただいております。

次のページをお願いいたします。

土地利用計画のイメージ図でございます。被災しました支所から県道より山側、方位的には東側になりますが、支所やコミュニティーセンター、災害公営住宅、町機能を集約するという考え方のイメージ図になってございます。支所の跡地や坂本グリーンパークなどは、川に親しむ交流拠点、緑地などとしてございます。

なお、図面の下、中ほどの丸点線は、本復旧されます坂本橋を示してございます。被災しました坂本橋から約150メートル上流側で整備される計画となっております。

下の段は、建物の配置パターンをお示しております。イメージといたしまして、現時点で検討しております3案を御提案したところでございます。A案は、支所やコミセン、消防署を平屋建てとした案。災害公営住宅を別棟としております。B案は、支所やコミセン、消防署を合築、二階建てとしまして、災害公営住宅はA案と同じく別棟という考え方です。C案につきましては、支所などの公共の部分と災害公営住宅を一体的に建設するという案でございます。

次のページをお願いいたします。

参考資料といたしまして、懇談会の設置目

的、委員の氏名、それから、検討経緯等を掲載してございます。

以上が学者懇談会での検討結果の御報告でございます。

次のページをお願いいたします。

次のここからはですね、学識者懇談会の資料を御説明させていただきます。枚数も多くございますので、要点を絞りまして簡潔に説明をさせていただきたいと思っておりますので、その点、御了承いただければと存じます。

これまでの経緯でございますが、まずは丸印の1つ目、坂本支所の再建位置について有識者の皆様に御検討いただくため、八代市坂本支所再建に係る有識者検討会を設置いたしまして、昨年の2月4日と3月8日に2回開催させていただいております。

ここで、支所再建に係る設定条件を基に、5か所の候補地から再建位置の優先順位を御検討いただき、併せて記載の附帯意見を3点いただいたところでございます。選定条件、附帯意見につきましては記載のとおりでございます。

次に、丸印の2つ目、有識者検討会での検討結果を踏まえまして、第6回八代市復興推進本部会議を3月16日に開催し、本市といたしまして、支所の再建位置を現位置付近一帯として決定をしたところでございます。主な意見や附帯意見の対応は記載のとおりでございます。

次の丸印の3つ目、本年度に入りまして、坂本支所周辺の賑わい再生に係る意見交換会を開催しております。関係機関の皆様が一堂に会して意見交換を行っております。坂本支所の再建に向け、支所周辺のまちづくりに、にぎわいの再生に向けての方向性について皆様と共通認識が図ることができたと考えてございます。

次のページをお願いいたします。

支所周辺のまちづくりの全体イメージでございます。主要な施設や球磨川沿いの各集落の状況をお示した図でございます。支所周辺に

は、球磨川を挟んで中学校、小学校があり、その上流側、資料上は下のほうになります。道の駅があり、その上流には温泉センターもあると。

凡例をですね、右下のほうに表示してございますが、黄色の枠囲みが輪中堤、宅地かさ上げということで集落の再生を図ってまいります。また、球磨川の右岸と左岸に青点線の枠囲みを示しておりますが、こちらは附帯意見にもございました、新たな防災拠点の設置エリアを想定としてお示しをしております。

次のページをお願いいたします。

この支所周辺ですね、まちづくりのイメージ図（案）でございます。中央の赤い丸は坂本支所、コミュニティーセンター、医療、金融、各種団体など、町機能の集約をイメージしているというものでございます。

次のページをお願いいたします。

支所周辺の土地利用の比較案でございます。市といたしましては、現地付近一帯ということで再建の方針でございます。懇談会では、具体的な支所の再建位置について御議論いただくため3案を作成し、比較、検討を行っていただいたところでございます。

パターンAは、県道よりも山側の八代市が所有している土地と民有地が混在している範囲でございます。パターンBは、従来の支所とコミセンがあった場所でございます。パターンCは、グリーンパークさかもとの場所でございます。

次に、各再建場所のメリット、デメリット、第1回懇談会の御意見については、記載のとおりでございます。

パターンAの一番下の欄は、土砂災害の対応といたしまして、建物構造物、ピロティ形式による対応を例としてお示しをしております。また、Cにつきましては、第1回後の持ち帰り審議の結果といたしまして、土地利用の比較か

ら除くとされてございます。主な理由などにつきましてははですね、また後ほど御確認をいただければと存じます。

次のページをお願いいたします。

具体的な土地利用の検討を進めるに当たりまして各施設の必要な面積を確認しなければならぬこととなりますので、現段階で想定される敷地面積の算定基礎でございます。表の下に合計の面積を記載しておりますとおり、9980平米、約1ヘクタールの面積を確保できるよう土地利用の検討を進めております。

次のページをお願いいたします。

現地の地形、また、字図にパターンA、B、Cを重ねた図面でございます。本市の所有地や法人、個人の所有地の状況をお示しするために作成したものでございます。参考として作成しているものでございます。

次のページをお願いいたします。

具体的な土地利用計画案で、A案とB案を作成してございます。先ほど御説明いたしました必要面積を確保できるか、その場合、土地利用がどのような形になるか、関係機関も含めたところで配置案を作成したものでございます。注意書きとしましては、図のほうですね、下に記載しておりますとおり、関係機関の了承を得ているものではございませんので、その点は御注意いただければと存じます。

2つの案の比較項目といたしまして、安全性、経済性、利便性、期間の4つの視点から御検討をいただいたところでございます。その結果につきましては、先ほど御報告いたしましたとおり、山側のA案でございます。

次のページをお願いいたします。

こちらは建物の配置パターンの比較検討案でございます。イメージとして3案、先ほども御確認いただきました案を提案したところでございます。計画の概要、面積、メリット、デメリット、建設費、第1回の委員会での御意見等は

記載のとおりでございます。また、こちらも細かく書いてございますので、また後ほど御確認をいただければと思います。

次のページからですね、参考資料を2つ掲載させていただいております。支所を建設する場合の基礎構造の考え方、次のページは、支所機能と消防署を合築されている先行例を参考までに添付しております。また、末尾には、この懇談会の要領を添付してございますので、またこちらも後ほど御確認いただければと思います。

簡単ではございますが、説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○委員長（上村哲三君） それでは、本件について、何か質疑、御意見等ありませんか。

○委員（大倉裕一君） この支所の配置……、再建の場所ですたいね。場所とか、あと機能とか、そういったところを今、御説明いただいたんですけど、専門委員会というんですかね、学識者懇談会ですか、で方針が出されたということですね。市のほうは、方針的にはこれを踏襲するような形で進めていかれるのかなというふうに思って聞いてったんですけども、この、この特別委員会に何か求められるものというのはいないのでしょうか。

○理事兼復興推進課長（宮川武晴君） 学識者懇談会ではこのような結果でございましたけども、せっかくでございますので、各委員からも御意見等を賜ればと思っております。

○委員（大倉裕一君） ということであれば、まだまだ変更の余地はありますよということなんだらうというふうに思うんですけども、今の個人的な意見としての話になりますが、今の場所よりも、私は八竜小学校とか坂本中学校の校舎を、校舎というか、学び舎を統合して、八竜小学校を坂本支所というような位置づけでまちづくりを進めていったほうが、坂本の人口減少とか坂本の人たちのためになるのではないかなというふうな思いを持っております。

それと、面積の話でもあったんですけど、金融機関が、現行だけとかというふうに話なっているんですけど、銀行が旧銀行の敷地ということで書いてあるんですけど、旧銀行だけというふうに縛りをつけるのはどうなのかなというふうに思っています。たまたま以前は、災害に遭われたところは肥後銀行さんだけだったかもしれないんですけど、ほかの銀行さんとの取引のあらわれる住民の方もいらっしゃるのではないかとこのことを考えると、ほかの金融機関にも入所をされるようなですね、希望があるのかなのか、そういったところを踏まえた中で話を進めていくべきではないかなというふうに思います。

以上です。

○委員長（上村哲三君） 意見だよ。大倉委員、意見ですよ。個人的な意見ということで、いわゆる。

○委員（大倉裕一君） はい。

○委員長（上村哲三君） そのようにお捉えいただければというふうに思います。

ほかにございませんか。

○委員（山本敬晃君） 土地利用計画のA案の山側の場合なんですけども、そのときの建物の配置パターン、A、B、C案、3つありますが、これ、どのパターンであってもイエローゾーン対策ということで全てピロティ形式になるという理解でよろしいでしょうか。

○理事兼復興推進課長（宮川武晴君） イエローゾーンの建物に関しまして、法的に何らかの対策を行わなければならないという義務はないということは、この学識者懇談会の中で確認をさせていただきます。やはり公共施設ということになりますので、そういったイエローゾーン対策も行うとすればということで、このピロティ形式を例示としてお示しをさせていただきます。

会の中では、例えば山側のほうに強固な建物を建てる、ブロック塀とかですね、そういった

もので土砂を防ぐという方法もあるだろうという意見も出ておりますので、これ、今後、全てをピロティ化するという意味ではございませんで、対応策の例でございますので。

今後、対応ということにつきましては、流出土砂の量とかですね、そういったもの予測に基づいてこのイエロー、レッドゾーンというのがあるということでございましたので、また検討をそこは進めていきたいと思っております。

○委員長（上村哲三君） ほかにありませんか。

○委員（山本幸廣君） 検討に必要な条件等のところで説明はなかったんですけども、ちょっと今、開いたところが、必要面積の中で、坂本支所、コミュニティーセンター、それから消防署については建物面積というのは数字が出ていますね。その中で敷地面積等についても、郵便局、銀行、森林組合、商工会、医療、災害の公営住宅等も敷地面積を数字で表してあるんですが、消防署までは大体うちの管轄ですから分かるんですけども、その以降についての建物の敷地面積については確認なされ、そして、まだ今までかつて建物の面積等にも確認してないという、この数字の見方でよろしいんですかね。ちょっとお伺いしますけども。

○理事兼復興推進課長（宮川武晴君） まず、土地利用計画として、敷地をですね、どの程度を準備しなければならないかというところから敷地面積を検討してございますので、発災前の敷地であったり現在の利用されている敷地などを基にですね、この敷地面積を算定してございます。

また、建物面積につきましては、またいろいろ、一緒に合築して入りたいというような御意見が出ておりましたりしておりますので、実際建物をですね、建てる支所、コミセン、消防署は今、委員御指摘のとおり行政でございますのである程度予測が立つと。ほかのとはそれぞれ

関係機関の御意向というのが大きく動きますので、この点については、建物面積までは記載をしてございませんという意味でございます。

○委員（山本幸廣君） そういう中で、前提として、今、説明の中で、パターンAからB、Cのパターンの中で説明があったんですよ。その中で、やはりそういう学識者の方々に検討なされた中で、ある程度、建物面積というのはやっぱり先方の考えもあると思うんですよ。ある程度、建物面積が数字が出た中で、その敷地面積から建物の面積というのは確認をした中でですね、やはり数字の中で再建というのをですね、パターンAでいくのかBでいくのかCでいくのかという、そういうことが絡んでくるんじゃないかなという私は思ったから今質問したんですよ。

これやったら、もしも建物の面積が数字が出てないですから、よろしければ早めにですよ、検討するようにしていただきたい。この検討に必要な条件等ということで記載されてあるんだと私は思うんですよ。いかがですかね。

○理事兼復興推進課長（宮川武晴君） まずは建物を具体的にですね、どれくらいの規模を建てていただくかということもありますけども、繰り返しになりますが、必要な条件としましては、まず、敷地を確保しなければ箱も建ちませんので、その敷地面積のほうを先にですね、発災前の面積であったり、現在の利用状況などを踏まえて記載をさせていただいております。

今、御指摘ありましたとおり、建物の敷地につきましては、どういった形で復興いただくかというようなところもありますので、引き続き検討のほうはさせていただきたいと存じます。

○委員（山本幸廣君） 理解をしますが、よろしければ検討に必要な条件ということに記載してあるわけですから、検討はさせていただきたい、早めに。要望です。

○委員長（上村哲三君） よろしいですかね。

○委員（橋本幸一君） 当初、各種団体の中で複合施設みたいなという要望もあったんですが、これから見ると、もうそれぞれ単独で敷地面積を確保ということは、複合施設というのはもう選択肢から外れたと考えてよろしいんですか。

○理事兼復興推進課長（宮川武晴君） これは敷地面積は、やはりそれぞれ、繰り返しになりますが、発災前の敷地を基に、それぞれが仮に独立して建てられたとしても確保できるという意味でお示ししてございまして。（委員橋本幸一君「ああ、もう最大限の面積という考えですね」と呼ぶ）そうです。そういうことですので、今おっしゃった複合施設という可能性はまだ排除してございまして、引き続き、今、意見交換は個別で継続して行っておりますので、そういった御意向も当然聞いておりますので、また引き続き検討させていただきたいと思えます。（委員橋本幸一君「了解しました」と呼ぶ）

○委員長（上村哲三君） よろしいでしょうか。（委員橋本幸一君「結構です」と呼ぶ）

ほかにはございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） それでは、以上で八代市坂本支所再建についてを終了します。

執行部入替えのため、小会いたします。

（午後4時17分 小会）

（午後4時18分 本会）

◎所管事務調査

・令和2年7月豪雨に関する諸問題の調査

（八代市坂本町における防災拠点について）

○委員長（上村哲三君） 本会に戻します。

次に、八代市坂本町における防災拠点について説明願います。

○危機管理課長（西村一章君） 皆さん、こん

にちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）危機管理課、西村でございます。現地調査に引き続き、どうぞよろしくお願いいたします。

恐れ入りますが、八代市坂本町における防災拠点について、着座にて説明させていただきます。

○委員長（上村哲三君） はい、どうぞ。

○危機管理課長（西村一章君） 資料につきましては、八代市坂本町における防災拠点について、資料1、資料2を配付させていただいております。

まず、資料1のほうを御覧いただきたいと思えます。

坂本町管内の指定避難所につきましては、赤丸の箇所、全部で10か所の避難所を指定し、現在、運用を行っているところでございます。

それでは、八代市坂本町における防災拠点についてを御覧ください。

1つ目の項目、避難先の確保に向けてでございますが、まず、市指定避難所の機能充実としまして、先ほど御覧いただきましたとおり、10の避難所を指定している状況ではございますが、一部の避難所におきましては空調やトイレ等の設備の面で不十分なところもございまして、今後、設備の機能充実を図り、避難所における住環境の改善を図ってまいりたいと考えておるところでございます。

次に、自主運営避難所に対する支援としましては、これまでの地区懇談会等におきまして、指定避難所が遠過ぎるであったり、身近なところに避難したいなどの御要望や御意見をいただいているところでございます。そこで市といたしましては、地域や自主防災組織が自治公民館などを活用して自主的に避難所運営を行っていただく自主運営避難所に対し、水であったり食料であったりといった物資などの支援を行うこととし、このような身近な避難場所を確保することで避難しやすい体制づくりを進めてまいり

たいと考えております。

次に、2つ目の項目、防災拠点となる施設の整備についてでございますが、拠点の整備としまして、令和2年7月豪雨では、支所の水没によりまして支所機能が喪失いたしました。また、現地対策本部も設置できず、加えて、道路や通信の寸断も相まって、坂本町の被害状況の把握に困難を極めました。このような経験から、今後、再建する支所が機能を喪失した場合でも確実に業務遂行ができる代替施設を右岸、左岸に整備することとしておるところでございます。

また、7月豪雨では、自衛隊、緊急消防援助隊、警察など、迅速な救助活動に当たっていただきましたが、被災地において活動拠点を設けることができず、緊急支援物資も、市が協定を締結していた物流倉庫からの輸送となったため配送に時間がかかりました。このようなことから、救助部隊等の活動拠点及び緊急支援物資の集積拠点としても対応可能な防災拠点の整備を計画しておるところでございます。

次に、防災拠点の位置でございますが、資料1を御覧ください。

青印で、球磨川左岸側は、Aと記載しております田上社会教育センターを、右岸側は、Bで記載しております、現在の坂本支所仮庁舎付近というふうにしております。

恐れ入りますが、再び先ほどの説明資料、八代市坂本町における防災拠点についてをお開きください。

資料の真ん中に位置の記載を掲載しておるところでございます。この位置を選定した理由でございますが、土地や建物のほとんどが市の所有であること、ハザードマップ上における危険区域でないこと、防災拠点への人、物を輸送する道路が複数あることなどを理由に選定しているものでございます。

次に、拠点施設に必要な機能についてござ

いますが、先ほど御説明申し上げましたとおり、自衛隊、警察、消防などの具体的活動拠点、緊急物資の集積拠点、現地対策本部、支所などの機能が必要と考えております。

なお、防災拠点の詳細な整備内容につきましては、今後、住民の皆さんの御意見などを伺いながら検討を進めてまいりたいと考えております。

最後に、資料2をお願いいたします。

左岸、右岸の現況図をお示しさせていただいております。この図における太枠の線で囲んだ場所が、防災拠点整備予定地としておるところでございます。左岸の田上社会教育センターにおいては現施設を有効利用することとし、利用施設として、旧校舎、体育館、グラウンドの利用を考えております。右岸の坂本支所仮庁舎付近におきましては、仮庁舎など現有施設の撤去後、この跡地を活用して必要な施設の整備を行いたいと考えております。

以上で八代市坂本町における防災拠点についての説明を終わります。よろしく御願いたします。

○委員長（上村哲三君） それでは、本件について、何か質疑、御意見等ありませんか。

○委員（大倉裕一君） まず、避難先の確保の点なんですけれども、自主運営避難所を避難所のほうとして認定をしたいというような感じでの説明があったというふうに受け止めておりますけれども、この点についてはですね、非常にいいことだなと私自身は捉えております。

これは坂本町の点で説明をいただいたわけですが、この話を全域に広げることなのか、坂本町に限ってということなのか、その点をお聞かせいただければというふうに思います。

○危機管理課長（西村一章君） 今、委員御指摘のとおり、最終的には全域に広げるということ想定して検討を進めてまいりたいというふ

うに考えております。

以上でございます。

○委員（大倉裕一君） ぜひ今の方針ですね、市内全域に広げていただくような形を早期に取れるように頑張っていたいただきたいというふうに要望しておきたいというふうに思います。

それから、引き続きよろしいでしょうか。

○委員長（上村哲三君） はい。

○委員（大倉裕一君） 防災拠点ということなんですが、避難所との関係で、川を挟んでですね、北側、南側というんですかね、右岸側、左岸側というふうな形でいったときに、今の仮の坂本支所がある、仮設支所がある側ですね、のほうがやはり避難所というのが不足しているんだろうというふうに思います。そこの不足部分を、少し人口的なところも含めてですけども、避難所の確保という部分で取組を進められるところがあればですね、進めていただければというふうに思います。

今お話を聞きましたので、自主避難所、自主運営の避難所をですね、増やしていくということがありましたので、その点と含めて検討を進めていただきたいと思いますけど、その点についてはどのようなお考えなのかということをお聞かせいただきたいと思います。

○危機管理課長（西村一章君） 右岸側の坂本支所仮庁舎付近の防災拠点の機能の中で、避難所機能としての避難所機能を付与するかという御質問ですけれども、今の段階におきまして、施設を造るという意見等につきましては、今後、住民の皆さん方等の御意見等も伺いながら進めていきたいというふうには考えておりますが、少なくとも指定緊急避難場所、つまり一時的にですね、その場所に一旦避難できるような、そういった機能もですね、考えていかなければならないというふうに考えております。

それと、あと右岸側につきましては、委員の御指摘のとおり、やはり避難所の数が人口の数

に比べて少のうございますので、その辺は先ほども申し上げましたとおり、自主運営避難所等の活用等も見越しながらですね、検討のほうを進めさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（上村哲三君） よろしいですか、大倉委員。（委員大倉裕一君「はい、ありがとうございます」と呼ぶ）

ほかにありませんか。

○委員（山本幸廣君） 八代市坂本町における防災拠点について今説明があったんですが、大倉委員の延長線になると思うんですけども、自主運営避難所という理解というんですか、どこまで理解したらいいのかなという。

自主防災組織をつくつとる中で、それに対する水や食料等々、私は等と呼びたかったんですけども、記載しているのは水と食料ということなんですけども、今までも避難所については水と食料というのは市のほうからですね、提供なされるし、その体制というのは万全にできておると思います。

その中での自主運営避難所というのをですね、もう少し理解をできるようなですね、説明というんですか、私もどういのが避難所になるのかなというふうに、今までには地域ごとに住民自治、コミュニティーセンターでやっとなのがどのように変わるのかなという、細かにそこそこの地域、自治校区じゃなくてから、町内にそういう自主運営避難所を設立するのか、そこら辺りはどうなんですかね。

○危機管理課長（西村一章君） まさしくですね、自主運営避難情報の考え方といたしましては、これは昨年度の7月豪雨の際に、実は被災地のほうで実際に自主運営避難所をですね、開設していただいた実績がございます。内容につきましては、まさに地元の皆さん方が、そこにいろんなですね、物資等も持ち寄って、自ら避

難所を運営していただいたというようなところでございます。

最大の指定避難所との違いにつきましては、指定避難所につきましては職員がですね、その場に張りついて、いろいろとお世話をさせていただくんですけども、地元のほうでやっていたく自主運営避難所につきましては、もうまさしく住民の皆さんが自ら率先してですね、運営をやっていただくというようなイメージで考えております。

ですから、そういったところにつきましては物資の面ですね、支援をさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（上村哲三君） よろしいでしょうか。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） 以上で八代市坂本町における防災拠点についてを終了します。

執行部は御退室ください。

（執行部 退席）

○委員長（上村哲三君） それでは次に、次回の委員会の日程については、3月定例会もでございますので、事務局と日程等を調整した上で委員の皆様にご連絡することに御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） それでは、以上で本日の委員会の日程は全部終了いたしました。これをもって令和2年7月豪雨に関する特別委員会を散会いたします。

（午後4時31分 閉会）

八代市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

令和4年1月28日

令和2年7月豪雨に関する特別委員会